

商工業各種補助金（その2）

幌延町商工業雇用促進補助金

従業員を新たに雇い入れた町内事業者に対し、補助金を支給します。

【交付対象者】

- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がない者 など

【主な対象要件】

- ・経営力向上計画を策定し、幌延町商工会の認定を受けた者
- ・新たな従業員（60歳以下の者）を雇用し、その労働者の雇用日前1年間の最多常用労働者数を、新規に雇用した日の総常用労働者数が上回っていること
- ・雇用日以後1年間、最多常用労働者数を超過していること
- ・雇用者が事業主の2親等以内の親族でないこと
- ・雇用者は、雇用保険の対象となる者（パート、アルバイトなども含む）



【補助率・補助金額】

①雇用促進相当分

1人につき3年間で100万円（1年目：50万円、2年目：30万円、3年目：20万円）

※申請時の従業員の退職などにより従業員数が減少した場合、別に新たな従業員を雇用し、最多常用労働者数を維持できていれば、2年目以降の補助金を交付します。

②移住支援相当分

1人につき10万円（雇用者が町外から移住して住民登録をした場合、補助金を交付します）

幌延町商工業人材育成支援補助金

従業員（60歳以下）に取得させる資格などに係る費用の一部を補助します。

【交付対象者】

- ・幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・町税などの滞納がない者 など

【対象経費・事業】

- ①研修や講習の受講に要する経費（テキスト代を含む）
- ②資格取得に要する経費（資格取得の可否は問わない）
- ③旅費（1日3,000円、20日間を限度）

◆対象外経費となるもの

- ・飲食費、消耗品費、通信運搬費 ・補助対象経費が5万円に満たないもの
- ・普通自動車第一種免許、普通自動車二輪免許、原動機付自転車免許 など
- ・このほか、資格取得を要さない講習などについて、本事業の対象とならない場合があります



【補助率・補助金額】

補助対象経費の50% 限度額：20万円

◆申請回数について

1人につき、毎年度、限度額を満たすまで申請が可能です

◆いずれの補助金も、**事業着手または取得の前に申請が必要です。**
活用を検討される事業者の方は、事前に下記までお問い合わせください。

申請・お問い合わせ先：幌延町商工会 電話・告知端末機：5-1428